

宝塚甲南会則

第1条 (名称)

本会は「宝塚甲南会」と称する。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦と母校の親和をはかることを目的とする。

第3条 (会員)

- 1 本会は宝塚市に居住し、または勤務する、甲南学園の卒業生をもって会員とする。
- 2 甲南学園に在籍した者で役員会の承認を得た者は会員とする。

第4条 (役員)

- 1 本会に次の役員を置き、会員の中から選任する。

イ 会長 1名

本会を代表し会務を総理する。

ロ 副会長 若干名

会長を補佐し、会長の不在の場合は、会長の指名した副会長が会長の職務を行う。

ハ 事務局長 1名

会長を補佐し、本会の事務を総括する。

ニ 幹事長 1名

本会の事務を取り扱う。

ホ 副幹事長 若干名

幹事長の職務を助ける。

ヘ 会計 若干名

本会の会計を取扱う。

ト 幹事 若干名

会員を代表して会の運営にあたる。

- 2 会長、副会長および幹事は総会において選任する。

但し、幹事に関しては、会長において委託し、次の総会において承認を得ることをもって選任に代えることができる。

- 3 事務局長、幹事長、副幹事長および会計は、幹事の中から役員会において選任し、総会に報告する。

第5条 (役員任期)

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は、その任期満了後も、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第6条 (総会)

- 1 本会に総会を置き、全会員の親睦と会の重要事項を協議するため、年1回会長が招集する。
- 2 総会は次の事項を取り扱う。

イ 会員相互の親睦

ロ 本会則に定める役員および監査の選任

ハ 前年度の事業報告および決算の報告

ニ 当年度の事業計画および予算の報告

ホ 会則の変更および細則の制定改廃

ヘ 決算に関する監査報告

ト その他会の重要事項で会長が認めたもの

3 総会は出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で決する。ただし可否同数のときは、議長が決する。

4 会長は、必要により臨時の総会を開くことができる。

第7条（役員会）

1 本会に役員会を置き、会の運営にあたる。

2 役員会は、必要の都度会長が招集し、会長・副会長・事務局長・幹事長・副幹事長・会計および幹事をもって構成する。

3 役員会は次の事項を取り扱う。

イ 総会の開催およびこれに付議する事項

ロ 本会則に定める事務局長・幹事長・副幹事長および会計の選任

ハ 予算および事業計画

ニ 決算報告および事業報告

ホ 名誉会長及び名誉会員の授与

ヘ その他会の運営に関する必要な事項

4 役員会は出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で決する。ただし可否同数の時は議長が決する。

第8条（例会）

1 本会に例会をおき、有志会員相互の親睦、相互理解と研鑽をはかる。

2 例会は会長が適宜招集する。

第9条（会計）

1 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

2 前項の会費は、総会その他の行事にあたって適宜徴収するものとし、金額は役員会で定める。

3 （削除）

4 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条（監査）

1 本会に監査を置き、本会の会計を監査する。

2 監査は、必要がある場合には役員会に出席し、意見を述べることができる。

3 監査は2名とし、総会において選任する。

第11条（名誉会長・名誉会員）

1 本会は、本会に特別の功労があった方に対して、名誉会長あるいは名誉会員の称号を授与することができる。

2 名誉会長あるいは名誉会員の授与は、役員会の決議による。

附則

1 この会則は平成11年5月23日より施行する。

2 事務局は暫く 宝塚市川面5丁目1番3号 白石ビル内（TEL0797-86-2377）に置く。

3 改正された会則第4条、第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項及び第3項、第9条第3項並びに第10条は、平成15年5月24日より施行する。

4 改正された会則第4条第1項及び第3項、第7条第2項及び第3項並びに第11条は、平成25年6月8日より施行する。

5 本会事務局を、平成25年6月8日より、宝塚市野上4丁目20番7号 北村方に置く。

6 改正された会則第4条第1項及び第3項、第7条第2項及び第3項は、平成29年5月20日より施行する。